

## 宮城県マンション管理適正化推進計画検討会議開催要綱

### (目的)

第1条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号 以下「法」という。）第3条の2の規定による宮城県マンション管理適正化推進計画（以下「計画」という。）の作成に当たり、広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県マンション管理適正化推進計画検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、計画の作成に関することについて、意見聴取を行うものとする。

### (構成)

第3条 会議は、土木部長（以下「部長」という。）が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

### (座長)

第4条 会議に座長及び副座長を置き、構成員の互選によって定める。  
2 座長は、会議の進行を行う。  
3 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は部長が招集する。  
2 部長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、宮城県土木部建築宅地課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に会議の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。